

令和3年度補正予算に係る個別公共事業の評価書

令和3年12月20日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（令和2年6月25日最終変更）に基づき、個別公共事業（直轄事業等）についての新規事業採択時評価を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、個別の事業採択（事業の予算化）の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。本評価書で対象とした事業の事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者の第三者から構成される委員会等の意見を聴くことを要しないものとする。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

（参考資料）

i) 事業評価カルテ検索（URL：<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）

これまで事業評価の対象となった各事業（直轄事業等）の諸元等が記載された帳票を検索できる。

ii) 事業評価関連リンク（URL：http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html）

各部局の事業評価に関する要領等が記載されたリンク先をまとめている。

2. 今回の評価結果について

今回は、令和3年度補正予算に係る評価として、直轄事業等について、新規事業採択時評価6件の評価結果をとりまとめた。件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

<評価の手法等>

別添1

事業名 ()内は 方法を示す。*	評価項目		評価を行う過程において使用した資料 等	担当部局	
	費用便益分析				費用便益分析以外の 主な評価項目
	費用	便益			
海上保安官署施設整備事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。		<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の必要性 ・事業計画の合理性 ・事業計画の効果 	海上保安庁	
船舶建造事業 <巡視船艇>	評価対象を整理した上で、右のような海上保安業務需要ごとに、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。		<ul style="list-style-type: none"> <巡視船艇> ・海洋権益の保全 ・治安の確保 ・海難救助・海上交通安全の確保 ・海上防災・海洋環境の保全 	海上保安庁	

令和3年度補正予算に係る新規事業採択時評価について (令和3年11月末時点)

【その他施設費】

○以下4件事業は、令和4年度予算概算要求時の事業を令和3年度補正予算で要求するものであるため、令和3年8月に公表した令和4年度予算概算要求時の評価結果を再掲

- ・大型巡視船(PL型)3隻建造
- ・大型巡視船(PL型)1隻建造
- ・ヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)1隻建造
- ・函館航空基地の施設整備(格納庫の整備)

事業区分	新規事業採択箇所数
船舶建造事業	5
海上保安官署施設整備事業	1
合計	6

総計	6
----	---

注1 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業(補助事業を除く)を含む

令和3年度補正予算に係る新規事業採択時評価結果一覧 (令和3年11月末時点)

別添3

【その他施設費】

○以下4件事業は、令和4年度予算概算要求時の事業を令和3年度補正予算で要求するものであるため、令和3年8月に公表した令和4年度予算概算要求時の評価結果を再掲

- ・大型巡視船（PL型）3隻建造
- ・大型巡視船（PL型）1隻建造
- ・ヘリコプター搭載型巡視船（PLH型）1隻建造
- ・函館航空基地の施設整備（格納庫の整備）

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評 価	担当課 (担当課長名)
ヘリコプター搭載型 巡視船（PLH型）1隻 建造 海上保安庁	206	129	整備しようとするヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)
小型巡視船（PS型） 1隻建造 海上保安庁	30	14	整備しようとする小型巡視船（PS型）は、追跡捕捉能力、夜間監視探証能力等を強化されており、我が国周辺海域における海洋権益の保全等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)
大型巡視船（PL型） 3隻建造 海上保安庁	406	238	整備しようとする大型巡視船（PL型）は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)
大型巡視船（PL型）1 隻建造 海上保安庁	74	58	整備しようとする大型巡視船（PL型）は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)
ヘリコプター搭載型 巡視船（PLH型）1隻 建造 海上保安庁	153	79	整備しようとするヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、砕氷能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)

・供用後の維持管理費は各耐用年数にかかる費用を現在価値化したものである。

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評 価			担当課 (担当課長名)
			事業計 画の必 要性	事業計 画の合 理性	事業計 画の効 果	
函館航空基地の施設 整備（格納庫の整 備） 海上保安庁	17	3.8	110	100	110	増強される航空機の格納庫を整備すること及び老朽化を解消することで、日本海側における海洋監視体制を強化することができる。 海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 浦野 史朗)

- ・事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
- ・事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
- ・事業計画の効果 ー通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
 - ※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上
- ・供用後の維持管理費は50年間にかかる費用を現在価値化したものである。